

仕様書

1 件名

バーチャル「杜」体験プログラム(仮称)に関する企画運營業務委託

2 履行期間

契約締結日の翌日から 令和3年3月31日まで

3 目的

上野文化の杜新構想実行委員会では、上野公園内にある美術館・博物館等を中核とした関係機関との連携により、文化芸術の振興に資するまちづくりを進めてきた。しかし、2020年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響による関係施設の臨時休館や大規模イベントの自粛等を受け、現地来訪を促す国内外への発信も制限された。こうした突発的事態においても、文化芸術が社会に果たす役割はなお大きく、最新のテクノロジーを活用することで状況に左右されない発信の基盤を整備することが肝要と思われる。国内外を問わず、上野公園に来場できない状況でもその文化資源を活用でき、一方で平常時には現地来場の促進に資するような多言語デジタルプラットフォームとコンテンツを作成し、「上野の杜」からの長期的かつ面的な情報発信のインフラとする。

4 委託内容

上野地区文化施設間連携発信コンテンツ作成

・主たる委託内容

1. 上野地区の文化施設が連携して広報発信を行う多言語デジタルプラットフォームの企画業務
2. 同上、広報発信コンテンツの取材・撮影・執筆・編集・校正
3. 同上、CMS(コンテンツ・マネジメント・システム)によるコンテンツの整理・入力
4. 同上、コンテンツに関する著作権・肖像権等の調査・確認
5. 同上、デジタルプラットフォーム構築担当パートナー事業者との調整
6. 文化施設および地域自治体、団体組織の担当者との調整
7. 文化庁等が定める経理処理及び会計報告
8. 業務完了報告書の作成

5 予算 23,000,000円(消費税込み)

6 支払い時期 令和3年5月末日までに振込

7 留意点

主催者と受託者が十分協議してウェブサイト構築を行うこと。また、仕様書に定めのない他の事項についても同様に、主催者と受託者が協議して定めること。

8 主たる委託業務内容の詳細

1. 上野地区の文化施設が連携して広報発信を行う多言語デジタルプラットフォームの企画・運営業務

上野地区文化施設及び関係者が連携して広報発信を行う多言語デジタルプラットフォーム「バーチャル『杜』体験プログラム(仮称)」の魅力や発信力を高める企画を作成・提案する。プラットフォームの公開時期は、構築担当のパートナー事業者と協議の上で決定する。

新型コロナウイルス感染拡大を受けた移動制限等の影響で、訪日観光客のような現地来場者以外に、自宅等から閲覧・鑑賞する国内外ユーザーの利用を想定しており、美術作品単体の紹介に留まることなく、音声や動画を駆使して、「上野の杜」の魅力をオンライン上で立体的に感じられるような手法を模索・考案する。

2. 同上、広報発信コンテンツの取材・撮影・執筆・編集・校正
上野文化の杜新構想実行委員会事務局および地域の自治体・組織・団体からの情報提供を受け、多言語デジタルプラットフォーム「バーチャル『杜』体験プログラム(仮称)」の魅力と発信力を高めるコンテンツを取材・撮影・執筆・編集・校正する。その際、長期的かつ国際的な発信媒体としての性質に鑑み、地域性や季節性を幅広く網羅する内容とするとともに、そうした特性を理解する補助となるようテキスト等を工夫すること。また、掲載する全ての画像(動画含む)には、撮影場所や撮影者クレジットなどの出所を明確に付すこと。
3. CMS(コンテンツ・マネジメント・システム)によるコンテンツの整理・入力
多言語デジタルプラットフォーム「バーチャル『杜』体験プログラム(仮称)」の構築を担当するパートナー事業者と密に連携し、同事業者が用意するシステムを通じて、必要なコンテンツデータを適切な仕様に調整の上、アップロードする。
4. コンテンツに関する著作権・肖像権等の調査・確認
コンテンツの取材・撮影対象は、主に上野公園内の施設、風景、公共展示を想定している。来場者や公園管理等の業務関係者の映り込みに細心の注意を払うとともに、アップロードされるコンテンツに含まれる作品等の権利保護について受託者側の知見を最大限活用し、必要な調査や確認、調整を行う。
5. デジタルプラットフォーム構築担当パートナー事業者との調整
多言語デジタルプラットフォーム「バーチャル『杜』体験プログラム(仮称)」の構築を担当するパートナー事業者と密に連携し、CMSの適切な使用、アップロードするコンテンツの国際共通ガイドラインの遵守など、必要な対応を行う。
6. 文化施設および地域自治体、団体組織の担当者との調整
本事業の実施においては、上野文化の杜新構想実行委員会の加盟文化施設、地域自治体、団体組織の担当者と、事前に入念な協議・調整を行う。その他は、上野文化の杜新構想実行委員会事務局と相談の上、決定する。
7. 文化庁等が定める経理処理及び会計報告
上野文化の杜新構想実行委員会事務局の指示のもと処理する。
8. 業務完了報告書の作成
受託者は、全ての工程終了後に、全体をまとめた報告書を作成して提出すること。その際、サービス利用状況を解析し、機能や情報に関する効果やニーズ等を検証すること。報告書の書式、内容等の詳細は、業務委託後に委託者と協議の上で決定すること。

9 情報セキュリティ対策

情報セキュリティ対策に関しては、以下の点に留意すること。

- (1) コンピュータウイルス等、悪意のあるプログラムの侵入を防止するための対応、OS 及び CMS のアップデート実施などの情報セキュリティ対策を実施すること。また、既知の脆弱性への対応を実施するとともに、新たな脆弱性が発見された場合は、迅速に対応すること。
- (2) 情報セキュリティにあたっては、ISO27001 (ISMS) など情報セキュリティ又は個人 情報保護に関する第三者認証を取得していること。また、必要に応じて、取得している情報セキュリティマニュアルを開示できること。
- (3) 個人情報をはじめとするセキュリティ対策について、具体的な対応方法を示し、万全を期したものとすること。

10 著作権

著作権対策に関しては、以下の点に留意すること。

- (1) 本件委託においては、著作権の取り扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第28条の権利を含む)は、すべて委託者に帰属する。
- (3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本件委託における制作物の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料及びプログラム等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ委託者に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、すべて受託者が負うこと。
- (5) 上記(1)(2)(3)及び(4)の規定は、下記の11.により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (6) 但し、上記(1)(2)(3)(4)(5)においても使用する映像、イラスト、写真、その他資料及びプログラム等に、既存の著作権やその他知的財産権等が存在する場合は、作業開始前に別途協議のうえ、決定するものとする。
- (7) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。

11 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に再委託させてはならない。ただし、事前に委託者と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

12 その他

- (1) 受託者は、本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分把握した上、業

務実施に当たっての実施内容及び作業工程に示した業務実施計画書、その他委託者が指示する書類を作成し、委託者の承認を得るものとする。

- (2) 本業務を遂行するに当たり委託者と受託者は、必要に応じて協議を実施する。
- (3) 受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とするときは、あらかじめ委託者と協議の上、了承を得ること。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項または本仕様書に疑義が生じた場合は、受託者と委託者が協議の上、定めるものとする。

